

長野県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.2E-3	3.1E-1	1.0E+2	99.9
64	エトフェンプロックス	2.2E+1	7.0E+0	1.8E+1	2.2E+1	69.5
117	テブコナゾール				8.3E+0	8.3
139	トラロメトリン			1.9E+0	2.8E+0	4.6
140	フェンプロパトリン			2.6E+0		2.6
153	テトラメトリン	1.9E+2	5.0E+0	2.4E+2		430.3
181	ジクロロベンゼン	3.8E+2	1.1E+2			483.9
225	トリクロロホン		3.6E+0			3.6
248	ダイアジノン		3.3E-1			0.3
251	フェニトロチオン		8.4E+1	3.2E+0		87.1
252	フェンチオン	4.2E+0	3.2E+1	4.2E+0		40.5
256	デカン酸				1.4E-1	0.1
350	ペルメトリン	3.5E+1	2.2E+1	3.7E+1	7.8E+1	172.2
405	ほう素化合物		3.9E-1	3.2E+1	3.9E+0	36.1
427	カルバリル			1.7E+2		169.3
428	フェノブカルブ			1.1E+2	2.4E+2	345.9
457	ジクロロボス	7.5E+1	3.6E+2			437.2
合 計		7.0E+2	6.2E+2	6.1E+2	4.6E+2	2391.3

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等